資料2-7

平成23年生産動態統計調査の改正概要について(案)

平成 2 2 年 4 月 5 日 経済産業省経済産業政策局 調査統計部鉱工業動態統計室

1.見直しの必要性

経済産業省生産動態統計調査については、平成14年以降、統計審議会答申「諮問第277号の答申(平成13年11月9日統審議第10号)」における「見直しに関する統一基準(以下「統一基準」という。)」に基づき、全品目について横断的な見直しを行ってきたところである。平成23年調査についても、鉱工業の生産活動の動向を的確に把握していくため、統一基準(別紙参照)に基づき所要の改正を行う。

2.見直しに当たっての基本的考え方

ミクロな生産活動を的確に把握するとともに、マクロな経済動向を示す鉱工業生産指数等の指標を作成するための原データの提供というそれぞれの役割において、精度の確保と速報性を念頭に置きつつ、また、報告者負担の軽減も図りながら調査効率の向上を図る。

3. 平成23年調査の改正内容

(1) 製品欄の見直し:【見直しに関する統一基準の1.(1) 数量項目】

「機械器具月報(その44)産業車両」において、必要最小限の調査項目 とするため、複数単位で調査している「出荷(重量)」及び「在庫(重量)」 を削除する。

「機械器具月報(その7) 油圧機器及び空気圧機器」の数量調査については、報告者からの数年にわたる廃止要望を受けて、数量調査の廃止について検討した結果、当該品目は多種多様であり、数量調査の意味合いが薄いことから、報告者負担の軽減を図るため、数量調査を廃止し生産金額調査のみに変更する。

「機械器具月報(その16) 事務用機械器具」の「受入」において、国外からの受入が多い複写機について、国内生産分の的確な出荷・在庫動向の把握を行うため、「複写機の受入内訳」を新設し、「国内」及び「国外」別に把握する。

(2)内訳欄の見直し:【見直しに関する統一基準の1.(1) 内訳項目】

生産内訳欄については、「機械器具月報(その12) 金属加工機械及び 鋳造装置」及び「鉄構物及び架線金物月報」において、「生産内訳及び月間 進ちょく量」を削除する。

「機械器具月報(その36) 電子管、半導体素子及び集積回路」において、「生産内訳等」を追加する。

(3)原材料欄の見直し:【見直しに関する統一基準の1.(2)原材料欄の見直し】 原材料欄については、「化学繊維月報」、「紡績糸月報」、「セメント月報」、 「板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維月報」、「炭素製品・研削 砥石月報」の5月報において、原材料欄を削除する。 また、「段ボール月報」については、原材料の月末在庫を削除する。

(4)燃料・電力欄の見直し:【見直しに関する統一基準の1.(2)原材料欄の見

燃料・電力欄については、燃料・電力を調査している「紡績糸月報」、「織物生産月報」、「染色整理月報」、「陶磁器月報」、「ファインセラミックス月報」、「ゴム製品月報(自動車タイヤ)」、「ゴム製品月報(自動車タイヤを除く)」、「板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維月報」、「耐火れんが・不定形耐火物月報」、「炭素製品・研削砥石月報」、「金属鉱物月報」、「非金属鉱物月報」、「コークス月報」、「非鉄金属製品月報(伸銅製品)」、「非鉄金属製品月報(アルミニウム圧延製品)」、「非鉄金属製品(電線・ケーブル)、光ファイバ製品月報」の16月報において、燃料・電力欄を削除する。

改正理由: エネルギー消費統計の整備の観点から「経済産業省特定業種石油等 消費統計調査」に加え、「エネルギー消費統計調査(資源エネルギー 庁実施)」が平成19年度から実施されており、業種横断的なエネル ギー消費の把握が可能となっている。そのため、生産動態統計調査に おいて、エネルギー消費を把握する必要性が乏しくなることから、報 告者負担の軽減を図るため、「燃料」及び「電力」の調査を廃止する。

(5) 労務欄の見直し:【見直しに関する統一基準の1.(3) 労務欄の見直し】

労務欄については、109月報において、「月末常用従業者数」を「月末従事者数」に名称変更するとともに、「月間実働延人員」項目を調査している「機械器具月報(その1) ボイラ及び原動機」、「機械器具月報(その2) 土木建設機械、鉱山機械及び破砕機」など72月報において、「月間実働延人員」項目を削除する。

改正理由:報告者の誤記入防止のため、現行の「月末常用従業者数」を適切に 表現する「月末従事者数」に名称を変更する。 また、「月間実働延人員」については、平成14年調査の改正において、加工組立型産業の稼働状況の動向を把握するための情報として、加工組立型産業に存置したが、当該項目を用いて、稼働状況を必ずしも的確に把握できないことなどから、報告者負担の軽減を図るため削除する。

(6)設備・生産能力欄の見直し:【見直しに関する統一基準の1.(4)設備・生産能力欄の見直し】

設備・生産能力欄については、「敷物・フェルト・不織布月報」、「二次製品月報(製綿・ふとん・網、細幅織物・組ひも・レース)」の2月報において、設備調査から生産能力調査に変更する。

改正理由:設備台数調査の必要性が薄れたことから生産能力指数及び稼働率 指数の精度向上を図るため、生産能力調査が可能な品目について、設備 調査から生産能力調査へ変更する。

製品欄の見直しにより品目が削除された設備・生産能力(「機械器具月報(その34) 民生用電子機械器具」、「機械器具月報(その39) 電池」、「機械器具月報(その47) 光学機械器具及び時計」、「化学繊維月報」、「敷物・フェルト・不織布月報」、「写真感光材料月報」の6月報、16品目)や、調査する意義が薄れた設備・生産能力(「機械器具月報(その33) 通信機械器具及び無線応用装置」、「機械器具月報(その43) 自転車及び車いす」、「可鍛鋳鉄及び精密鋳造品月報」、「織物生産月報」、「二次製品月報(製綿・ふとん・網、細幅織物・組ひも・レース)」、「段ボール月報」、「ガラス製品・ほうろう鉄器月報」の7月報、17品目)は廃止する。

生産能力欄について、「機械器具月報(その31) 民生用電気機械器具」、「機械器具月報(その32) 電球、配線及び電気照明器具」、「機械器具月報(その34) 民生用電子機械器具」、「機械器具月報(その47) 光学機械器具及び時計」、「段ボール月報」、「ガラス製品・ほうろう鉄器月報」、「炭素製品・研削砥石月報」など7月報、12品目)を追加する。

(7)調査品目の削除・統合:【見直しに関する統一基準の2.調査対象品目の見直 し<統一基準>】

調査品目削除:【<統一基準> 工業統計調査用商品分類で年間出荷額が 100億円未満の商品は対象外】

調査品目のうち、「機械器具月報(その3) 化学機械及び貯蔵槽」など19月報、29調査品目について削除する。

品目統合及び内訳品目統合・削除:【<統一基準> 生産動態統計調査の 品目区分としては、当該品目の年間生 産額がおおむね100億円以上となる よう統合】

ア.調査品目統合

調査品目のうち、「機械器具月報(その14) 食料品加工機械、包装機械及び荷造機械」など18月報、23調査品目について統合する。

イ.内訳品目統合

調査品目のうち、「機械器具月報(その7) 油圧機器及び空気圧機器」など8月報、10内訳品目について統合する。

ウ.内訳品目削除

調査品目のうち、「機械器具月報(その2) 土木建設機械、鉱山機械 及び破砕機」など17月報、20内訳品目について削除する。

(8)調査票の見直し(削除・統合):【見直しに関する統一基準の4.調査票の見 直し】

「写真感光材料月報」を「有機薬品月報」に統合し「有機薬品及び写真感 光材料月報」とする。また、「金属鉱物月報」と「非金属鉱物月報」及び「コ ークス月報」を統合し「鉱物及びコークス月報」とする。

「空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報」の品目のうち「洗浄機器」を「機械器具月報(その19) 自動販売機、自動改札機・自動入場機及び業務用洗濯機」に移行、「公害測定機器」を「機械器具月報(その46) 計測機器」の「環境計測器」に統合する。

4.調査規則の改正について

平成23年生産動態統計調査改正に伴い、「経済産業省生産動態統計調査規則(昭和28年4月1日通商産業省令第10号)」について所要の改正を行う。

【見直しに関する統一基準】

- 1.調査欄及び調査項目の見直し
 - (1) 製品欄の見直し

数量項目

数量項目については、品目別の生産活動を把握するために最低限必要な、以下の6項目を基本とする。具体的には、化学機械、製紙機械、鉄構物(橋りょう、鉄塔など)などの受注品については生産のみとし、衣服、化粧品、テレビ等の消費財、鋼材、石油製品、プラスチック等の生産財については生産、出荷、在庫というように、調査品目の特性を考慮した調査項目とする。

- ・生産
- ・受入
- ・消費
- ・販売出荷
- ・その他出荷
- ・月末在庫

金額項目

生産動態統計調査は、数量調査を中心として行ってきたが、今後は、ミクロの生産活動の把握に加え、マクロ景気判断の充実を図っていくために、数量系列の分析のみならず金額系列の分析も同時に行う必要がある。現在未調査業種となっている素材産業に係る下記の月報については、金額の調査項目を追加する。

(参考)金額に関する調査項目がない月報

鉄鋼、化学繊維、紡績糸、織物、ニット生地、金属鉱物、非金属鉱物、 石油製品及びコークスの各月報

内訳項目

受入、生産・出荷・販売内訳のうち、輸出入に係わる内訳項目については、 輸出入比率が高い品目の動向を把握するため調査を行っていたが、輸出入の傾 向把握は、貿易統計で代替可能であり、報告者に対する記入負担の軽減を図る 観点から廃止する。

また、生産内訳、消費内訳及び出荷内訳(販売内訳)は、原則として、最も行政ニーズ等の優先度が高い内訳項目のみに絞って重点化する。

(2) 原材料欄の見直し

原材料欄については、商品群別又は生産工程別に把握が行われ、製造コストの縮減や製品の性能向上、原材料代替の進展、新製品の出現等、生産技術変化が経済に与える影響が大きかったため、原単位(原材料/製品)の把握が必須であった。しかしながら、今日においては、本調査を利用した原単位の分析例は少なくなっている(なお、鉱工業指数のうち原材料指数は平成12年12月分をもって作成を中止した。)。

このため、鉄くず、古紙、燃料及び電力など環境・エネルギー分野等の業種横断的なもの及び政策上特段の必要性が認められる業種を除き廃止する。

(3) 労務欄の見直し

「月末常用従業者数」については、雇用動向と調査対象の調査範囲を確定する ため存置する。

「月間実働延人員」については、雇用形態の多角化が進展し、一律的な調査の 実施が困難になっていたことから廃止する。ただし、機械工業、繊維二次製品な ど加工組立型産業においては、「設備・生産能力」の調査そのものが困難である ため、当該調査項目を用いて稼働率の動向を把握することが可能と考えられるも のについては存置する。

(4) 設備・生産能力欄の見直し

既存の調査欄については、鉱工業指数のうち生産能力指数及び稼働率指数を作成するため、継続することとする。

なお、機械工業などは、生産指数に比べて生産能力指数及び稼働率指数の業種 別代表率(生産指数採用品目に比べて生産能力指数及び稼働率指数採用品目が少 なく、代表性も小さい)が低いため、記入の可能性等の検討を行った上で拡充を 図ることとする。

2.調査対象品目の見直し

調査対象品目については、業種や品目の特性を考慮して決められている現行の対象品目をベースに、以下の方針で整理することとする。

なお、以下でいう「商品」は、工業統計調査用商品分類であり、「品目」は、生産動態統計調査の品目を指している。

<統一基準>

工業統計調査用商品分類(6桁分類、以下同じ。)で年間出荷額が100億円未満の商品は対象外とする。

ただし、工場内の消費数量が多い銑鉄、粗鋼、エチレンなどの商品(品目)は、 その消費した金額を算出し年間出荷額に加える(以下同じ。)。

なお、工業統計調査用商品分類で年間出荷額が100億円未満の商品であっても、 類似した複数の商品を統合して100億円を超える場合は、統合された商品を採用 することとする。

工業統計調査用商品分類で年間出荷額が1,000億円以上の商品のうち、現在、生産動態統計調査で調査されていない品目は採用する。

生産動態統計調査の品目の区分としては、当該品目の年間生産額がおおむね100億円以上となるよう統合をする。

上記の統一基準にかかわらず、近年、生産の伸びが著しく、その傾向が当面続くと思われる品目、あるいは行政上必要な品目は採用する等、業種や品目特性に応じて調整を行うこととする。

3.対象範囲の見直し

生産動態統計調査は、調査開始の頃、全数把握を行っていたが、事務処理上の制約や調査効率の観点から、一部の業種や品目について、その代表性の確保に配慮しながら一定規模以上の事業所を対象とする裾切り調査に切り替えて実施してきた。近年の調査環境の悪化等には著しいものがあることから、調査対象が多く、調査効率が低下している調査について対象範囲の見直しを行うこととする。

4.調査票の見直し

調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、 調査品目の少ない調査票又は調査品目が類似している等の場合に調査票の統廃合を 行う。